

# 事業実施における留意点

令和8年度

さいたま市子ども未来局子育て未来部放課後児童課

# 1 放課後児童クラブの趣旨・目的

## ○条例第5条、実施要綱第2条、第16条、第17条

保護者が労働等で昼間家庭にいない児童に対し、放課後や学校休業日に家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成及び保護者の仕事と子育ての両立を支援することを目的としています。

基本的人権の保障、健康管理、安全管理、放課後の生活が健全となるような支援、集団生活における心身の安定維持、集団活動を通じた成長の支援、家庭との連携、学校や地域との連携、など

## 2 対象児童・保護者の範囲

### ○要綱第22条

#### 児童の要件

- ①市内在住の、市内小学校の1年生～6年生
- 例外1：児童クラブに通っていた児童が市外へ転出し、市外から市内の小学校に通学が認められている場合
- 例外2：市内に住所があり、市外の小学校に通学する児童は、居住地や通学路等を考えて入室可

#### 保護者の要件

- ①就労、求職活動、就学、傷病、介護等の事情により昼間家庭にいないことが常態（※）であること。
- ②月曜日～土曜日までのうち3日以上クラブの利用を必要とする。

※常態・・・午後2時30分以降、保護者が家庭にいない日が月曜日から土曜日までのうち3日以上ある状態が1か月以上続く状態

★要件を満たしているか確認してください。

### 3 災害対策

#### ○条例第6条、実施要綱第11条

- 消火器等の設置
- 非常口などの設備
- 非常災害に対する具体的な計画
- 避難訓練の実施（年2回以上）

★日ごろから安全点検を心掛けましょう。

⇒令和6年度より「安全計画」の策定が義務づけられています。

（参考）安全計画策定パッケージ

<https://www.sportsanzen.org/gakudo/safety.html>

## 4 設備の基準

### ○条例第9条、委託実施基準第2条第2項第5号

- 専用面積・・・児童1人おおむね1.65㎡
- トイレやキッチンなどを除いた「専用面積÷1.65」が定員
- 受け入れ可能児童数は、定員の1.2倍まで
- クラブの定員は最大48人まで

※平成26年度以前から49人以上で開室しているクラブは最大70人まで

- できれば児童が静養できるスペースも設けましょう。
- 衛生、安全の確保⇒クラブ室の整理整頓や危険個所の確認など

## 5 支援員の配置基準

### ○条例第10条、実施要綱第19条

- ・ **放課後児童支援員**は、クラブごとに**2人以上在籍**
- ・ **保育中**は放課後児童支援員の**資格者を1名以上配置**
- ・ 障害児を受け入れる場合は、配置基準のほかに児童2人につき1人配置
- ・ 障害児に加配する支援員は障害児支援研修を受講していること（予定も可）。
- ・ 合同保育する場合も、配置基準を満たすようにしてください。

児童数	配置人数（平成27年度以降）	配置基準（平成26年度以前）
1人～19人	2人以上	2人以上
20人～35人	3人以上	3人以上
36人～	4人以上	4人以上
46人～70人	—	5人以上

## 6 運営規程、備える帳簿

### ○条例第14条

- ・クラブごとに「運営規程」を定めてください。
- ・定める事項は条例第14条（1）～（10）です。

⇒クラブの運営規程を見直して、必要事項が規定されているか確認してください。

### ○条例第15条、実施要綱第14条

・条例で備える帳簿が規定されており、要綱ではその保存期間が定められています。

⇒今一度、書類の保管について確認してください。

## 7 虐待等の禁止

### ○条例第12条

- ・虐待等の不適切な行為は絶対にあってはならない。
- ・不適切な行為が疑われる事案を把握した場合、状況を正確に把握したうえで、速やかに放課後児童課へ報告すること。
- ・令和7年10月1日施行の児童福祉法等改正により職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられている。※「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を要確認。

### ※児童福祉法第33条の10各号に定める行為

- ①身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ②わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること
- ③心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、生活を共にする他の児童による①、②又は④に掲げる行為の放置その他の職員としての養育または業務を著しく怠ること
- ④著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

## 8 開所時間および日数

### ○条例第18条

#### ①開所時間

- ・ 小学校のある日・・・放課後～午後7時まで
- ・ 小学校の休業日・・・午前8時～午後7時まで

⇒これより短くならないようにしてください。

#### ②開所日数

- ・ 年間250日以上
- ・ 令和8年度は、日曜日、祝日、年末年始を除くと292日になります。

※合同保育の際にそれぞれのクラブの支援員が配置基準を満たさないと開室したことにはならないので、注意してください。

## 9 入室手続きについて

### ○実施要綱第24条

入室の手続きは毎年必要です。

#### ①入室に必要な書類をそろえる

(入室申込書、家族状況調書、児童の記録、就労証明書など)

#### ②入室の要件を満たしているか審査

(保護者が昼間家庭にいないことが常態であり、週3日以上クラブの利用の必要性があるか、など)

#### ③定員を超過した場合は、必ず基準表に基づき選考を行う

#### ④入室の可否を書面で通知する

⇒継続優先や先着順など独自ルールは認められません。

※継続優先など、市の規定に基づかない入室手続きを行った場合は、入室可否決定後であっても、運営事業者から保護者へ説明の上、改めて適正な選考を行っていただきます。

## 10 利用料について

### ○実施要綱第26条、27条、28条

- ・ 利用料は市と協議し利用料を定め保護者から徴収
- ・ 利用料の低減化に努めなければならない。
- ・ 剰余金は利用料の軽減に充当しなければならない。
- ・ 目的のない積立金は原則禁止です。

※移転や分離のための積立など保護者了承のうえ認める。

決算書では、多額の繰越金が生じているクラブも見受けられます。利用料の軽減に充当してください。